

津市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱

令和8年3月31日訓第24号

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫に不妊手術又は去勢手術（以下「不妊・去勢手術」という。）を実施することにより、飼い主のいない猫の繁殖を抑え、地域におけるふん尿被害等を防止し、地域の生活環境の保全並びに動物の愛護及び管理についての意識の高揚を図るため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 本市の区域内に生息する特定の飼い主がいない猫をいう。
- (2) 不妊手術 獣医師による卵巣又は卵巣及び子宮の全部を摘出して生殖を不能にする手術をいう。
- (3) 去勢手術 獣医師による精巣を摘出して生殖を不能にする手術をいう。

(名称)

第3条 第1条の補助金は、「飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第4条 補助金は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、不妊・去勢手術に要する費用（以下「交付対象費用」という。）をその対象として、これを交付するものとする。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者であって、飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせたもの（営利を目的として不妊・去勢手術を受けさせた者を除く。）
- (2) 不妊・去勢手術を受けた飼い主のいない猫（以下「手術済猫」という。）に不妊・去勢手術を受けた猫であることを識別するために、動物病院等にて耳先の一部をV字型に切除する処置（以下「耳カット」という。）を施させた者

(補助金の額)

第5条 補助金は、手術済猫1頭につき3,000円(交付対象費用の額が3,000円に満たない場合は、当該額)を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術実施証明書(第2号様式)
- (2) 手術済猫の不妊・去勢手術前の写真
- (3) 手術済猫の不妊・去勢手術後の写真(耳カットを施したことが確認できるもの)
- (4) 交付対象費用を動物病院等へ支払ったことを証する領収書

(交付申請の期限)

第7条 規則第3条第1項の別に定める期日は、不妊・去勢手術を実施した日の翌日から起算して30日を経過した日又は不妊・去勢手術を実施した日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、第6条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定を行うとともに交付すべき補助金の額を確定し、その旨を飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付決定及び確定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(適用除外)

第9条 補助金については、規則第12条の規定にかかわらず、実績報告書(規則第6号様式)の提出を要しないものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住所

申請者 氏名 ㊟

電話

津市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、申請に当たっては、以下の事項に誓約・同意の上申請します。

不妊・去勢手術を受けた猫の主な生息地		
手術を受けた猫の頭数	メス 頭	オス 頭
交付申請額	円（1頭につき上限3,000円）	
手術を実施した日	年 月 日	
手術を実施した動物病院等	所在地： 名称：	

誓約・同意事項

- 1 交付申請に係る不妊・去勢手術を受けた猫は、津市内に生息している特定の飼い主のいない猫です。
- 2 申請者の住民基本台帳を津市が調査することに同意します。

添付書類

- 1 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術実施証明書（第2号様式）
- 2 不妊・去勢手術を受けた猫の不妊・去勢手術前の写真
- 3 不妊・去勢手術を受けた猫の不妊・去勢手術後の写真（耳カットを施したことが確認できるもの）
- 4 交付対象費用を動物病院等へ支払ったことを証する領収書

※申請者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第2号様式（第6条関係）

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術実施証明書

補助金申請者	住 所 氏 名	
不妊・去勢手術を受けた猫	性別（手術内容）頭数	メス（不妊手術） 頭 オス（去勢手術） 頭 合 計 頭
手術を実施した日		年 月 日

上記の猫は、当動物病院において不妊・去勢手術及び識別措置（耳先のV字カット）を実施したことを証明する。

年 月 日

（宛先）津市長

所在地
手術実施動物病院 名称
獣医師名

㊟

第3号様式（第8条関係）

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金等交付決定及び確定通知書

津市（記号番号）

年 月 日

申請者住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名） 様

津市長（氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった飼い主のいない猫の不妊・去勢手術事業の 年度飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金について、津市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱第8条の規定により交付を決定し、次のとおり交付金の額を確定しましたので、同条の規定により通知します。

交付決定額及び確定額

金 _____ 円

備考

- 1 この通知書の内容について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して10日以内に、申請の取下げができます。
- 2 補助事業等については、津市監査委員の監査を受ける場合があります。